

全国重症心身障害児(者)を守る会

平成18年2月1日

## 障害者自立支援法が成立しました！

この法律は障害者全体を対象とするもので、これまでの障害者に対する制度を大きく変える内容になっています。勿論、施設に入所中の重症児者にも大きな影響を与えることとなります。親又は保護者は法律に対する理解を深め、適切に対処していく必要があります。以下に、私たちに関係すると思われる内容についてまとめてみましたので、参考にいただければと思います。



障害者自立支援法が4月1日から施行されますが、重症心身障害児施設に入所している場合は、10月1日から「施設との利用契約の締結」と「新たな利用者負担制度」が始まります。

なお、これらに関する手続きの窓口は、重症心身障害児施設が児童福祉施設であることから、入所者の年齢にかかわらず全て児童相談所となります。

### (1) 「施設との利用契約の締結」について

#### (「措置」から「利用契約制度」に移行)

- ・ 今までは各都道府県などの措置機関による「措置」という形でそれぞれの施設に入所しておりましたが、10月1日からは、現に施設に入所中の方であっても、入所者と施設の間であらためて「利用契約書」を交わすこととなります。その手続きの方法などについては、近々に措置機関から説明があると思いますので、そのときに必要な手続きをして下さい。(施設単位で取りまとめることも想定されますので、その指示に従ってください。)

#### (成年後見制度)

- ・ なお、利用契約は、原則的には障害者本人(障害者が20歳未満の場合は保護者)と入所施設との間で9月末日までに締結することとなりますが、20歳以上の場合で本人の判断能力が十分でない場合は、成年後見人が行うことができることとなっております。
- ・ 施設に入所中の方々は、自ら契約をすることが困難と思われるので、利用契約を

締結する前にあらかじめ成年後見人の選任手続をしておく必要があります。

(成年後見人の手続は「親の会」広報資料その2をお読み下さい。)

成年後見人に選任されるためには相当の期間(2~3ヶ月)が必要と見込まれますので、これらを見越して手続をすることをお勧めします。

## (2)「新たな利用者負担制度」について

### (利用者負担制度の仕組み)

- ・ 本年10月から、利用者は原則としてサービス量の1割分と、医療費の自己負担分と、食費・光熱水費の実費を負担するシステムに変更されます。
- ・ しかしながら、その負担額が負担能力を超えないようにするため、所得区分に応じて負担軽減制度があります。
- ・ 負担軽減措置により、基本的には障害基礎年金の範囲内の利用者負担額となり、かつ、手元に日常生活に必要なお金が残るような仕組みになっています(年金以外に多くの収入がある場合はそれに相応した負担額となります。)

### (所得区分の認定について)

- ・ それぞれの家族又は本人が、「どの所得区分に該当するか」を判断するために、利用申請書を提出する時に児童相談所に、家族や本人の収入や資産について申告をすることとなります。申告された資料に基づき各家族(または本人)の所得区分が認定され、負担する額が決定します。このことに関する説明は、上記(1)の利用手続に関する説明時に一緒に行われるのではないかと考えられます。

### ア. 20歳以上の場合(単身世帯であること)

- ・ 申告時に提出するものは、障害基礎年金手帳(または、基礎年金が振込まれている預貯金通帳)、障害年金以外の収入がある場合はそれを証明するもの、住民票などが必要になると考えられます。
- ・ 本人に一定額以上の資産(株券、貴金属、不動産、預貯金などが350万円以上の場合)がある場合は、減免措置を受けられません。
- ・ 郵便局や保険会社の個人年金、信託銀行の特定資産贈与、家族が居住する障害者名義の土地・家屋などの不動産は、資産とは見なされません。
- ・ 20歳以上の利用者負担額は、別紙「重症心身障害児施設(医療型)の利用者負担について」の(1)「20歳以上の利用者負担額」のとおりです。

### イ. 20歳未満の場合

- ・ 保護者の収入により、所得区分が認定されます。

- ・ 20歳未満の利用者負担額は、別紙「重症心身障害児施設（医療型）の利用者負担について」の（2）「20歳未満の利用者負担額」のとおりです。

#### （住民票の移動について）

- ・ 本人（20歳以上）の住民票が施設の所在地にある場合は、障害者本人が世帯主となり、本人の収入のみで所得区分が認定されます。  
一方、親等の住所地に本人の住民票がある場合は、障害者は親等と同一世帯とされ、親等の収入により所得区分の認定がなされます。  
このことから、本人の住所地を施設所在地に移しておいたほうが利用者負担額は少なくなります。  
この手続は、所得区分の認定申告前までには終了しておいたほうが良いと思われます。
- ・ 障害者が20歳未満の場合は、住民票を移動させる必要はないと思います。

### （3）その他の手続

#### （健康保険・税制の控除について）

- ・ 親等の住所地から、施設の所在地に住民票を移動させても、健康保険は親等の加入している健康保険の被扶養者として取り扱われます。障害者本人は健康保険の遠隔地被扶養者として取り扱われます。（本人を世帯主として国民健康保険に加入する必要はありません。）
- ・ 税制における障害者控除についても、住所地が移動しても従来どおり受けられます。

#### （利用者負担金の支払方法）

- ・ 利用者負担金は、従前は措置をした県・都庁に支払っておりましたが、10月以降は入所施設に直接支払うこととなります。
- ・ 利用者負担金の支払方法、支払いの時期等については、入所施設と利用契約を締結する時に決めることとなります。

#### （日常生活費）

- ・ 利用者負担金のほかに、施設で生活していく上で個人が消費するもの（例：日常生活に通常必要となる衣類、紙おむつ、歯ブラシ、化粧品、タオルなどなど）については、個人の負担となります。
- ・ 日用品費の負担額や負担方法は、施設と利用契約を締結する時に、決めることとなります。